

京都市告示第410号

告示の一部を次のように改めます。

令和7年9月30日

京都市長 松井 孝治

1 平成30年12月28日京都市告示第494号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市伏見区竹田内畠町179番地及び 180番地	重要京町家の解体により所在地を削除

2 令和元年10月10日京都市告示第377号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市東山区新門前通大和大路東入三丁 目梅本町252番地	重要京町家の解体により所在地を削除

3 令和2年11月18日京都市告示第426号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市上京区寺町通広小路下る東桜町3 9番地	重要京町家の解体により所在地を削除

4 令和3年2月10日京都市告示第561号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市伏見区桃山町本多上野2番地	重要京町家の解体により所在地を削除

5 令和6年11月29日京都市告示第532号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市下京区醒ヶ井通仏光寺下る荒神町 461番地及び463番地	京都市下京区醒ヶ井通仏光寺下る荒神町4 61番地

（都市計画局まち再生・創造推進室）